

個別大名への視角と兵学との関連

—長岡藩主・『東照宮御遺訓』・林家の兵学観

小川 和也

1 『土芥寇讎記』における長岡藩主・牧野忠郷

49 牧野駿河守忠郷 従五位下(二八二ページ)

寛文五年(一六六五)～享保七年(一七二二)

二七歳

譜代 越後長岡藩七万四〇〇石

はじめに

『土芥寇讎記』における個別大名の評価として、長岡藩主を考察する。その理由は、報告者の研究フィールドが長岡藩であり、その藩主の評価に興味があったからである。

牧野忠郷は、第三代・長岡藩主であり、通例は、忠辰(ただとき)の名で知られる。ただし、改名が元禄七年であり、元禄三年前後に編まれた『土芥寇讎記』においては、忠郷とされているので、以下の表記もこれに従う。

忠郷に対する長岡藩側、および、後世の藩史研究者の評価は非常に高く、いわゆる「明君」とされている。

例えば、『土芥寇讎記』に記載がないが、忠郷の英明ぶりを高めた挿話として、松平光長の越後騒動、高田城二の丸受取があげられている。このとき忠郷、弱冠一七歳。「或人の云けるは、……御床几に召れ、御采幣を取らせたる御有様、御威勢厳然として、大小の諸士一同に恐服し奉り、誠に、大将の御器量は御年齢にもよらざる御事と感じ奉り候」(高野余慶『由旧録』)。「或人」とは、家老・山本勘右衛門(老迂斎)であり、忠郷の明君像の創成は、ここから始まる。

その後、延宝二年に諸士法制、軍法改正、町中掟、郷中掟などを定め、藩政を確立させた。新田開発にも熱心で、二万石近くを書き上げ、内政整備の英主とされる。

長岡藩家臣団の長である家老は『土芥寇讎記』であげられる稲垣平助・牧野浅之助・山本勘右衛門以外に二家、合計五家体制である。上から、一番家老・稲垣平助、二番・山本勘右衛門、三番・稲垣太郎左衛門、四番・牧野頼母、五番・牧野浅之助である。稲垣・山本家は、移封以前の三河時代には、藩主牧野家とは徳川家の御家人として同格であり、將軍とお目見え以上の格式をもつ家柄で、二つの牧野家は藩主と親戚にあつた。

しかし、『土芥寇讎記』の記載は、一、五、二といレギュラーにあげられており、この三人の家老にしぼった理由、また、この順番の理由は不明である。

『土芥寇讎記』の評価の特色

さて、忠郷に対する『土芥寇讎記』の評価の要点であるが、第一点は、「家中風俗大抵也。奇羅ヲ嗜、結構ニ奢リテ見ル故ニ、勝手不如意、つまり、奢侈に流れる風俗で、経営窮乏をさせているということ。第二点は、「仕置不宜」。しかし、第三点は、「幼少ニテ家督相続セシ故ニ家臣政道セシ」「故ニ家老威強ク成リテ、雅意振フ」というように、忠郷自身ではなく、門閥家老が批判されている。要するに、藩の風俗が奢り、仕置がよろしくないのは、「此ノ家ノ家臣ドモ、政道ヲ行ヒナガラ、奢テ雅意ニ任スル事、悪人ト云ベ」きであり、忠郷自身は「才智」、つまり、「当時壯年ノ大将」とされる。

そして、注目すべきは、「壯年ノ大将」忠郷が「奚ソゾ自ラ政道ヲ沙汰セザルヤ」という主張である。藩主が藩政に乗り出せ、というこの主張は、中央政権において、門閥譜代ブロックを否定し、親裁、親政をした綱吉を彷彿させる。

ここで参考までに述べておけば、忠郷は將軍・綱吉には気に入られていたようである。天和三年に「雁之間に班列(詰衆と云)すへ

きの由台名」があり、天和四年日光代参、東叡山へ供奉。この後も、しばしば代参する。元禄三年、城向後奥詰に班列の「恩名」があり、元禄四年、聖堂へ供奉。元禄五年、台名に応じ、「御前に於て論語を講釈」（『牧野家譜』）したという。また、林大学に就き、経学を修める。長岡藩にも儒者を置き、国元にあるとき、みずから四書の講釈をする。その回数、七〇回を越える。

『土芥寇讎記』の影響の可能性

『土芥寇讎記』は、『国書総目録』で見ると、金井氏が底本にした東大本と、広島県の「旧浅野」本の二セットが存在するだけである。『土芥寇讎記』の記述が、どのように影響を与えていったのか、つまびらかでないが、この点に関するひとつの可能性を素描してみたい。

『土芥寇讎記』において、仕置の悪い原因をつくりだしている、として批判されている家老の一人、山本勘右衛門は、武田家の山本勘兵衛の子孫とされ、長岡藩の山本家の三代目である。のち、六代目山本勘右衛門は、老迂斎という号で知られ、長岡藩史上の屈指の名家老とされ、宝曆以降、藩政改革の先頭に立った人物である。

この老迂斎、藩学の祖・高野余慶、及び、余慶の父・栄軒は、『由旧記』（一七六〇年）、『御邑古風談』（一七六七年）において、忠郷を「明君」に仕立てているが、そこには、『土芥寇讎記』が微妙に影響を落としている可能性がある。

まず、『土芥寇讎記』の謳歌評説には、奢侈に流れて、主家が滅びた例として、「加藤明成」と「松平光長」が上げられている。「松平光長」は、『由旧記』『御邑古風談』の二書で、御家騒動から初めて、家臣団の不和を招いた人物として、詳しく触れられている。そして、「加藤明成」については、『御邑古風談』において、「銭を好ミたまふ事甚敷に至らハ、加藤式部侯のことく大なる禍とならんこと計り難し」と、御守役が銭を好むように躰け、仕置きが失敗した例として上げられている。

次に、『由旧記』の下巻の冒頭は、「幼君御成立」という項目から始まる。そして、「故老曰、凡そ人は貴きも賤きも、いとけなき時に目なれ耳なれぬ事はやく、内のあるしと成……習て性となる……善事のあるしと成たるハよろこふへき事勿論なれとも、若、あしき事内の主と成て後に心ひかみてよこしまなる人とならハ如何すへき。殊に大家の幼君など一はやくよき方にたすけ導きまいらせ候へし。……国家の盛衰・存亡にか、りて大切な事なり。此故に幼君をやしなひ奉る事専ら老臣の輔佐にあり」と、老臣が幼君を輔翼する点を重視する。

そして、忠郷が幼いときに「老臣各々精力を尽し、輔佐し奉りし成功にあらずといふ事なし」、また、「国郡の主、智あれハ必賢才を撰ひ用ひて執事・老臣とし、異見を問ひて政事のたすけとなす」という。

これらの主張は、『由旧記』の上巻からの流れをうけるものではなく、唐突な印象を与えるものであり、何ゆえに下巻冒頭で「幼君御成立」を説く必要があるのか、その前提がわかりにくい。

しかし、幼年にして家督をついだことにより、家臣につけこまれいているという『土芥寇讎記』の批判を前提にすると、それへの反論としても読み得るものである。祖先が、名指しで批判されている山本老迂斎が『土芥寇讎記』の記述を直接的にか、間接的にか知ったとすれば、意識しないはずはない。いったい、『土芥寇讎記』は、どのような広がりをもって受け入れられたものなのか、この点は、今後大きな課題として残る。

2 「東照宮御遺訓」との比較

はじめに

ここでは、『土芥寇讎記』における周辺書籍との簡単な比較検討を行いたい。具体的には、『東照宮御遺訓』（以下、『御遺訓』）との比較を、「暗君暗臣」像を軸に試みた。

まず、『東照宮御遺訓』であるが、これはどういう書か、要約すると、次のようである(以下、若尾政希『東照宮御遺訓』の形成)二〇〇一年参照)。

『御遺訓』とは、「日本の国訓」(近藤齊氏)であり、「天道哲学」による三代將軍家光政権の正当化(オームス氏)の書とされる。

現在確認されている最古の『御遺訓』は、承応三年(一六五四)成の岡山大学池田文庫所蔵(岡山藩主池田家)のものである(池田本)。そして、多く流通しているのが、天和二年(一六八二)福岡藩儒・貝原益軒による改訂をうけた、「改訂本」であり、その改訂の特徴を一言でいうと、「池田本では、家康は仏教を中心に儒・神をも援用するいわば神・儒・仏一致論者であるが、改訂本の家康は儒学的教養の持ち主となっている」という点に求められる。つまり、改訂本は、綱吉政権が儒教的理念を前面に押し出していることと対応するのである。

暗君暗臣像

さて、『御遺訓』における戦国の武将の「暗君」(闇将)であるが、「大内義隆上杉憲政今川氏真武田勝頼品こそ替れ皆先祖を非に見て家を破り身を失ひたり、又親と一心一致の家老の能諫言を不用も則親を非に見ると同じ……汝能心得よ、主の為といふは善人をす、めあげて主君に用いさせ、人民を憐み諸人安堵して其国穩に治るやうにするを主君の為とも云、又天下への忠とも言ぞ」というように、大内義隆・上杉憲政・今川氏真・武田勝頼が批判されており、このうち、特に武田勝頼に手厳しい。それは、老臣の諫言を用いないという点である。

また、『東照宮御遺訓 附録』(以下、『附録』)の暗君は、「浮田殿福嶋殿生駒殿松平石見殿加藤式部殿加藤肥後殿古田兵部殿如斯成事大名の能鑑也」、七人の大名があげられている。いうまでもなく、この「能鑑」は良い例ではなく、「身上滅亡」の例、つまり、こうならないようにせよという悪例である。

次に、『御遺訓』における暗臣は、「近代家老の奢によりて、其主君亡しは、上杉に菅野上原、千葉に原、今川に三浦、斯波に朝倉、三好に松永、大内に陶、赤松に浮田、浮田に長船、武田に跡部長坂、其外此類多し」とあり、『東照宮御遺訓 附録』では、「又臣下たる者は長船紀伊守石崎若狭前野助左衛門小河四郎右衛門菅遊白野中主計を以て戒とすべし、前車のくつがへすを見て後車の戒とせざらんや」という。

一方、『土芥寇讎記』にも、例えば、溝口信濃守の箇所に、「武田勝頼ノ長坂長閑・跡部大炊ヲ挙用テ、国家ヲ滅「滅」シタルガ如シ」とあり、『御遺訓』の「武田に跡部長坂」と同じ認識が示されている。また、一八世紀以降、各藩における「明君」創造の時代が訪れる。「明君」は、政事を行う上で見習うべき規範とされ、しばしば藩政改革の正当性を供給するうえでも利用されることになる。

しかし、この『土芥寇讎記』では、過半の大名が酷評され、伊達陸奥守・黒田肥前守・毛利長門守などの箇所にみられるように、『漢書』賈誼伝の「前車覆、後車誡」を典拠とする、悪例を踏襲すべきではない、という主張が随所にみられる。これは、すでに挙げた『御遺訓』の引用箇所の「前車のくつがへすを見て後車の戒とせざらんや」と同じ用法であり、反面教師として用いられている。

その他にみられる『御遺訓』の価値基準との類似性は、例えば、「善悪邪正を正して政道をなるを明君良将といふぞ……凡主人念頃なれば利発だてをして我不得手の事をも得たる様に仕なし」、あるいは、「侈も不忠も悪逆無道も皆己が身飽迄利発也と思ふより出るぞ、忠心と云は我が才智にはこらず、私を去り己が智を磨きて能々人の善悪正邪を弁へ知るに有」というような、己の「利発」さを誇示することに對する批判の点でも共通性がみられる。

このように、『御遺訓』と『土芥寇讎記』には、関連性があるが、『御遺訓』の成立は、完全に解明されておらず、どちらがどう影響したのか詳らかにできない。また、この二書に限らず、上記のようなスタイルが、大名について語る際の当時の一般的な常識であった

ということも考えられる。

次に、相違点をみてみたい。『附録』に、「東照宮の御言に曰、乱世に武を嗜むは珍しからず、譬ば鼠の人に捕へらる、を苦しめて人に喰付がごとし、治世に武道を嗜むを真の武道を好む人と可云と仰ける……太平の時も戦を忘れざるを武道を知れる人なりと或人いへり」、あるいは、「大将は文武一致を知り、軍法の二字にもとづきて政道を立、各家職を能勤る者を用べし」とあるように、文武一致を説く点では、『土芥寇讎記』と一緒だが、『土芥寇讎記』が「文」を優位に置いているのに対し、「武」の優位を説くところが明白に違っている。

もとより、違うから影響関係がない、というのではなくて、当時、『附録』のような「政道」観が強かったから、それを批判するため、『土芥寇讎記』のように、「文道」の優位を説く必要があったとも考えられる。

『土芥寇讎記』を見る限り、作者・編者の「文道」＝儒教優位の意図は確かだが、そうした意気込みは、幕藩制国家全体を覆うものだったのか。『土芥寇讎記』の記述をみると、その編纂された時期、元禄三年前後に、なお、武芸のみを学ぶ大名や文道に通じない大名が非常に多かったことがわかる。通説では、綱吉のときに、武断政治から文治政治に切り替わったというが、本当にそうだったのか。

一例をあげれば、長岡藩の儒者・秋山景山によると、延宝までは武張った「北国士」がいたが、その後、武士は、軟弱になったという。しかし、その武士の「風流」化現象は、文弱の徒になったからではなく、町人化したからである。宝暦～天保段階でも、なお学文をしない武士は多数存在し、それが嘆くべきものとして批判されている。

湯島聖堂、論語講釈など、綱吉が率先して、儒教の定着に取り組んだことや、「武」を前面に出す時代が終わったとしても、例えば、中国における科挙の制度を中心とするような文化統治は、当時の武士の意識において、どの程度まで「常識」となっていたのだろうか。

3 「土芥寇讎記」の兵字観

はじめに

『土芥寇讎記』において、「文道根本、武道ハ枝葉」（三七九ページ）で、「今天下之御作法専ラ儒道」（二二六ページ）であるという。「文道」とは、すなわち、儒学であり、「文道」の優位は動かないが、次の問題は、この「儒」の内容と、「仏」「神」「兵道」「軍法」「歌道」などとの関係であろう。

まず、この「儒」は、いわゆる、「宋学」、特に朱子学＝性理学の匂いがしない。朱子の没年は、一二〇〇年で、『土芥寇讎記』の成立期には、四五〇年近くが経ち、林羅山もいうように、朱子学の書籍は既に船に満載されて日本に渡来しているにもかかわらず、である。この点で、『土芥寇讎記』の「儒」の特徴を探っておく必要があるだろう。

「大字」八条目との比較

『土芥寇讎記』においては、「文ハ心身国家天下ヲ治ノ規矩」（一三八ページ）、あるいは、「身ヲ修メ、家ヲ斉、国ヲ保」（一一〇ページ）とあるように、朱子学の八条目（段階）と比較すると、格物↓致知↓誠意↓誠心↓修身↓齐家↓治国↓平天下のうち、格物↓誠心の過程を欠き、「修身」から始まることを特徴とする。また、「平天下」は「將軍」（＝二二六ページ）のテリトリーということなのか、あまり言及されず、「主將」＝大名に必要なのは、「修身↓齐家↓治国」の三過程に集中する。

次に、『土芥寇讎記』における「儒」は、「心学」＝「こころのがく」である。例えば、「光貞ノ文学ハ心学タル故ニ」（一一〇ページ）、あるいは、「文道ハ心行ヲ正クセン為也」（一三五ページ）とあるように、朱子学のように、「心」を「性」と「情」を区別しない「心」の学である。

そして、「勝信、生得邪智多ク……文武ヲ学ニ似テ、心学（こころのがく）ニ非ズ」（三八八ページ）、また、「文武ヲ好ム事甚ダシ。然ドモ文モ身ヲ修メ、心ヲ正シクスル心（こころの）学ニハ非ズ」（四一五ページ）とあるように、知識ではなく、修身・正心の「心学」が標榜される。

また、「心ヲ付テ心ヲ制セズンバ……」（四八五ページ）、「内心空虚シテ、心ノ外、誘ニ引レ、乱ニ及ブ事有ルベシ」（四八七ページ）とあるように、「欲」は己の外にあり、「欲」を制する「心」のもち方が奨励される。

さらに、体用論や理気論、太極・無極論がない点や、引用数から分かるように、四書のうち、朱子学が強調した『大学』『中庸』よりも、『論語』『孟子』を重視する。このように『土芥寇讎記』の場合、朱子学の影響が希薄であり、また、朱子学を批判して登場する古義学、徂徠学などの影響も感じられない。

例えば、古義学も、『中庸』『大学』は朱子の作為によるとして、『論語』『孟子』を重視したが、その『論語』『孟子』も厳しくテキスト批判しており、『土芥寇讎記』のように『論語』『孟子』の全体に聖言として絶対的な価値をおき、行論の都合にあわせて、それを正当化させるような用い方はしないし、『土芥寇讎記』の「儒」は、古義学の気一元論をベースにしている。また、荻生徂徠は、一四歳で江戸所払いとなり、二六歳まで千葉で過ごしている。元禄三年は、まだ千葉に居るころであり、『土芥寇讎記』に影響を及ぼすような活動はしていない。

このようにみえてくると、『土芥寇讎記』の「儒」は、日本における学統が分立する以前の、「儒学」を孔孟の学とした林家のものに近いように思われるであろう。実際、林羅山は、「一理ヲ以テ万事ヲツラヌキ、一心ヲ以テ諸事ニ通ズル也」（『三徳抄』）と、「理一元」¹¹「心一元」の「心学」を説いている（今中寛司『近世日本政治思想の成立』）。

兵字親の位相

次に、第二班が指摘した、『土芥寇讎記』では、津軽信政が師事した山鹿素行が、「大倭人」と批判されていることの意味を、さらに考えたい。

『土芥寇讎記』では、藤堂佐渡守の箇所、「是兵ハ偽道ト計心得テ、謀計ヲ以テ略スレバ、信ナシ。皆偽ヲ以、宗トス。是道トハ云難シ」（三七八ページ）とする一方、「兵道ノ実理ト云ハ、平常、信ヲ以、士卒ヲ懐ケ……仁ヲ以、家民ヲ哀憐スルヲ、其道ノ実理トス」、また「民ハ根ヲ運ビ、士ハ命ヲ捨、一和シテ戦フ……軍法ト云ハ、無道ヲ罰シテ、有道ヲ立法也」とする（三七九ページ）。つまり、謀略としての兵学を否定する一方、平時での「仁政」へ向けて兵学のコンヴァージョンを説く。

そして、「学ブ所ハ主将一人ノナレドモ、其応ズル事、国家ノ諸人ニ及ブ」、また、「国家ノ治乱ハ、唯上一人ニ有リ……武道ヲ習ハン人ハ、士民ヲ愛スルヲ第一トス」（三八二ページ）、「人主トシテハ、多勢ノ士卒ヲ吾手足如ク使ヲ兵術トス」（三九八ページ）、「士卒ヲ憐ム、兵法ノ極理ナリ」（四二六ページ）、あるいは、『三略』云『夫主将ノ法ハ務メテ英雄ノ心ヲ攪レ』（四六五ページ）とあるように、「主将一人」が家臣と民を憐れむのを要諦とし、そして、君臣民一和が理想とされる。

学文も主将のみがすればよい。つまり、家臣を束ね、国の仕置の是非は、「主将一人」の「心」構え一にかかっている。これが、「心学」の現実的意味である。

では、次の引用文はどうか。「国主ツネニ臣ヲモ民ヲモアハレミテ、ナサケヲカケテメグミヲタレ、ヨク君ニ思ヒツキテ各同心一味シテ戦ヒニゾメ」、そして、「将ハ国ノ命也。国ノヤスキモアヤウキモ人ノイキルモ死モ、大将ノ一人ノ心ナレバ、国ノイノチハ大将也」。このように、「大将」の「一心」に問題を修練させる、「心モチノ兵法」（源了円『近世初期実学思想の研究』）を唱えたのは、林羅山であり、これは、その『三略諺略』からの引用である。また羅山には、

『心学五輪書』という書もある（ただし、今中氏は『心学五輪書』の著者を林羅山とするが、山本眞功氏は藤原惺窩とする）。

さらに、羅山は、「兵書に盛られた思想を自分の朱子学「心学」体系の中に吸収」するが（源氏）、『土芥寇讎記』も、兵学書『三略』に関して、「夫主将ノ法ハ務メテ英雄ノ心ヲ攪レ」と、「心」の問題に修練させており、この点も類似している。

さらに、主従関係論でいうと、三宅正彦氏の「幕藩主従制の思想的原理」（『日本史研究』第二二七号）が参考になる。三宅氏は、山崎闇斎、林羅山、『本佐録』、熊沢蕃山、山鹿素行の例を分析している。一方の極に君臣天合を置き、一方の極に君臣義合を置いた場合、山崎闇斎が天合に最も近く、林羅山と『本佐録』がその中間、熊沢蕃山・山鹿素行が義合というグラデーションになる。

『土芥寇讎記』の場合、その題名にあるように、土芥寇讎説＝君臣義合説を視野にいれながら、義合を貫けず、「君々タラズトモ臣タル道ヲ守リ」（二八二ページ）というように、君臣天合説をとる。その上で、家臣の「忠」たることを説く一方、君主の「勤」を説く。この点で、羅山の主従観に近いように思われる。

ただし、羅山の生没年は、一五八三～一六五七年であり、『土芥寇讎記』が編まれた元禄の段階で、羅山はいない。その後、兵学者・山鹿素行と激しく衝突し、謀略としての兵学を批判していたのは、羅山の子・林鷲峰と崎門学の佐藤直方であった。鷲峰も、『土芥寇讎記』成立よりやや手前、一六八〇年にこの世を去っているが、鷲峰のラインは、二代林信篤、新井白石・室鳩巢に受け継がれていく。『土芥寇讎記』の作者・編者をこの周辺に想定できないだろうか。

いうまでもなく、これまで述べてきたことは、大ざっぱな考察に過ぎず、『土芥寇讎記』の作者・編者を同定するにはその他にも、必要に応じて仏教の知識を展開しうる力量の持ち主であることや（四〇六ページ）、和歌を「和国の」風とし高く評価する点（四一二ページ）など重要なポイントがあり、さらなる検討、緻密な作業が必要である。